

事業継続計画（Business Continuity Plan）の取組

当センターは、緊急事態においても事業継続ができるよう事業継続計画を策定し、計画の実施・運用を行っています。（策定：平成28年9月1日）

また、定期的に計画の点検・見直しを行い、計画の実効性を維持します。

<基本方針等>

（1）目的

本計画は、緊急事態（大地震、新型インフルエンザの発生等）においても、当センター役員・職員及びその家族の安全を確保しながら、当センターの事業を適切に継続・運営することを目的とする。

（2）適用範囲

本計画は、当センターの全組織に対し適用する。

（3）基本方針

当センターは、以下の基本方針に基づき、事業継続対応を行う。

基本方針
人命の安全の観点（役員・職員・家族、来訪者）
役員・職員やその家族、来訪者などの安全確保を第一優先とし、防災対策を進めていく。
事業継続の観点
当センターを被害の受けにくい状態にするとともに、被害発生時には、県や市町村の要望に応じて事業を継続し、早期に復旧できるようにする。
その他の観点
要請に応じて、近隣への地域支援や復旧支援を実施する。

（4）危機対策本部

危機対策本部の設置、解散をもって、事業継続計画（BCP）の発動、解除とする。

<お問い合わせ先>

総務部総務課 電話 0467-58-2933（直通）